

6月7日(日)は港区長選挙です

選挙がつなぐ地域の和。令和の港区新時代。

5月
1日~7日は

憲法週間

です

昭和22年5月3日に日本国憲法が施行されました。これを記念して、5月3日を憲法記念日、5月1日~7日を憲法週間としています。

暮らしの中の憲法、3つの柱

日本国憲法は国のあり方や仕組み等を定めているもので、私たちの日々の生活と密接につながっています。ここでは、憲法の3つの柱である、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」について紹介します。

国民主権

国の政治のあり方を最終的に決める力は国民にあり、国民こそが政治の主人公であるというのが国民主権の考え方です。国民の代表として選挙で選ばれた国会議員が国の政治を行うことは、主権が国民にあることの表れです。

私たちは、選挙を通じ、国政に対する意志を表すことができます。大切な一人一人の一票が、より良い日本の政治につながることにあります。

基本的人権の尊重

私たちが人間らしく生活していくために、全ての人が当然に持っている侵すことのできない永久の権利が基本的人権です。ただし、それは好き勝手に振る舞っていいということではなく、自分の権利を守るためには、他人の権利も守らなければならないことを忘れてはなりません。

何気なく過ごしている日常の中にも、さまざまな人権問題があり、差別されている人は、決して少なくありません。

人間は、誰でも、等しく尊重され、平等です。私たち一人一人が、みんなの人権について自分のこととして考え、互いに尊重することが求められています。

平和主義

人類は2度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和の尊さ、生命の尊さを学びました。また、平和なしには基本的人権の保障はありません。

私たちは、子どもたちに、平和で人権の尊重された社会を引き継いでいかなければなりません。憲法に掲げる理想をさらに追求し、世界の平和に向けて努力していく必要があるのです。

毎日の暮らしの中で、憲法について考えることは少ないかもしれませんが、しかし、憲法は、私たちが幸せに生きるために欠かせないものです。この憲法週間を機会に、あらためて憲法について考えてみませんか。

憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地等によって差別されないとする法の下の平等や、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける自由、勤労の権利等、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が歴史の中で築いてきた財産です。

国では、平成28年に差別解消のための3つの法律が施行されました。

障害者差別解消法 (平成28年4月施行)

障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や民間事業者に対して、合理的配慮を提供することを義務付けています(行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務となっています)。

ヘイトスピーチ解消法 (平成28年6月施行)

「日本以外の国・地域の出身者かその子孫」で国内に住む人に対して差別意識を助長・誘発する目的で、生命や財産に危害を加えるように告げ、地域社会からの排除をおおる言動を「不当な差別的言動」と定義し、国や自治体に差別の解消に取り組むよう求めています。

部落差別解消推進法 (平成28年12月施行)

現在もなお部落差別が存在しており、その差別的解消は我が国の課題であることが明記されています。情報化が進む中で、部落差別が新たな状況下にあることを踏まえ、国・地方公共団体に差別の解消に向けた取組を推進するよう求めています。

区では、港区基本構想の理念の第一に「人間性の尊重」を掲げ、基本的人権が守られる地域社会の実現をめざしています。

問い合わせ 総務課人権・男女平等参画係 ☎3578-2014

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時~午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

みなとタウンフォーラムと各地区区民参画組織から港区基本計画策定に向けた提言をいただきました

区民の皆さんの意見を次期港区基本計画(令和3年度～8年度)に反映するため、地域の人たちが参

画するみなとタウンフォーラム(表1)と各地区区民参画組織(表2)では、現状や課題の共有、解決

表1 みなとタウンフォーラム

グループ	テーマ
第1グループ	街づくり
第2グループ	防災・生活安全
第3グループ	環境・リサイクル
第4グループ	地域コミュニティ
第5グループ	国際化・文化
第6グループ	産業・観光
第7グループ	子育て・教育
第8グループ	生涯学習・スポーツ
第9グループ	福祉・保健

表2 各地区区民参画組織

地区	区民参画組織名
芝	芝会議 地区版計画推進部会
麻布	麻布を語る会 麻布地区政策分科会
赤坂	赤坂・青山地区タウンミーティング 赤坂地区版計画推進分科会
高輪	タウンミーティングTAKANAWA 地区版計画策定支援グループ
芝浦港南	港区ベイエリア・パワーアッププロジェクト 地区版計画検討分科会

に向けた取り組み等、港区の未来に向けて検討を進めていただきました。

この度、区は、みなとタウンフォーラムの9つのグループおよび5地区の区民参画組織から検討の成果として提言をいただきました。

区は、区民の皆さんからいただいた貴重な提言を基本計画の策定に最大限反映してまいります。

みなとタウンフォーラムの提言書と各地区区民参画組織の提言書は、企画課(区役所4階)、各総合支所協働推進課および区ホームページでご覧いただけます。

問い合わせ

○みなとタウンフォーラムの提言について
企画課企画担当 ☎3578-2092

○各地区区民参画組織の提言について
各総合支所協働推進課地区政策担当 ☎欄外参照

中小企業の仕事と家庭生活の両立を支援します

区は、性別に関わらず誰もが仕事と子育てや介護を両立できる職場環境づくりを支援するため、区内に本社のある中小企業で一定の要件を満たす事業主に対し、奨励金を交付しています。ぜひご利用ください(表3参照)。

交付要件、申請に必要な書類等について詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

なお、各奨励金は1事業主1回限りです。これまでに交付を受けた事業主は申請できません。

問い合わせ

総務課人権・男女平等参画係 ☎3578-2014

表3 仕事と家庭の両立支援事業の概要

奨励金の種類	交付金額	主な交付要件
子育て支援奨励金	15万円	従業員が育児休業を6カ月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けていること。
配偶者出産休暇制度奨励金	10万円	平成16年4月1日以後、配偶者の出産に際して取得できる休暇制度(配偶者出産休暇制度)を就業規則等に新たに規定し、実施していること。
介護支援奨励金	15万円	従業員が介護休業を1カ月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める介護休業給付金の支給を受けていること。
男性の子育て支援奨励金	10万円	男性従業員が次のいずれかを取得をしていること。 (1)育児休業を継続14日以上 (2)育児のための短時間勤務(育児短時間勤務)を継続1カ月以上
男性の介護支援奨励金	10万円	要介護状態にある対象家族1人に対して、男性従業員が次のいずれかを取得していること。 (ア)介護休業を継続7日以上 (イ)介護休暇を1年間に3日以上(半日もしくは時間単位でも取得できる場合は、その合計が3日以上) (ウ)介護のための短時間勤務(介護短時間勤務)を継続1カ月以上

(仮称)港区がけ・擁壁安全ハンドブックの配布と説明会を開催します

区では、がけ・擁壁の近隣に居住するなど災害時に影響を受ける区民等へ啓発するとともに、がけ・擁壁の所有者に対し、改修の必要性等を取りまとめたハンドブックを作成し、配布します。配布に合わせて、ハンドブックに関する説明会を表4のとおり開催します。

対象 がけ・擁壁の近隣区民、事業者等(がけ・擁壁の所有者を含む)

配布時期 6月頃

内容

- 土砂災害警戒区域等の説明
- 大雨時異常を感じた場合にとるべき行動
- がけ・擁壁の所有者の責務
- 定期的な点検と必要に応じた改修(セルフチェックシートあり)
- 区の支援制度の案内
- アンケート(がけ・擁壁の所有者)

表4 説明会日程

回数	日時	場所	住所
第1回	6月15日(月)午後2時～3時	赤坂区民センター区民ホール	赤坂4-18-13
第2回	6月15日(月)午後7時～8時	高輪区民センター区民ホール	高輪1-16-25
第3回	6月16日(火)午後7時～8時	麻布区民センター区民ホール	六本木5-16-45
第4回	6月17日(水)午後7時～8時	赤坂区民センター区民ホール	赤坂4-18-13
第5回	6月19日(金)午前10時～11時	麻布区民センター区民ホール	六本木5-16-45
第6回	6月19日(金)午後7時～8時	港区役所9階会議室	芝公園1-5-25
第7回	6月20日(土)午後2時～3時	港区役所9階会議室	芝公園1-5-25
第8回	6月21日(日)午後6時～7時	男女平等参画センター	芝浦1-16-1

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、中止となる可能性があります。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

と現状の調査、アドバイザー派遣の意向確認の内容)

(3)区に集団回収団体の登録申請を行います

資源再利用実践団体登録申請書を、お住まいの地区の総合支所協働推進課に提出し登録します。

(4)団体の皆さんでPRを行い参加者を増やしましょう

掲示や回覧等で、事前に回収品目・回収日時・回収場所等をお知らせし、参加者を増やしましょう。

(5)集団回収の活動を始めます

①集団回収日に、各家庭から資源を指定の回収場所に持ち寄ってもらい資源回収業者に引き渡します。

②毎月、各総合支所協働推進課に実績報告書を提出します。

③年2回報奨金が団体に支給されます。

小規模企業者から出る古紙も回収対象です

表5 中小企業基本法上の小規模企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

中小企業基本法上の「小規模企業者が排出する古紙」も集団回収の対

象になります(表5のとおり)。

※事業者から回収する資源は、古紙に限ります(産業廃棄物を除く)。

※事業者のみの団体をつくることはできません。団体は「概ね10世帯以上の区民で構成」されていることが要件となります。

事業者は、この要件を満たす団体に加わり、古紙を提供することになります。

※事業者の古紙を追加する際は「集団回収古紙排出事業者届出書(第7号様式)」をお住まいの地区の総合支所協働推進課に提出してください。

※区からの報奨金は、排出元が家庭であるか事業所であるかを問わず、1キログラム当たり6円です。

詳しくは港区ホームページをご覧ください。

詳しくは港区ホームページをご覧ください。

詳しくは港区ホームページをご覧ください。

詳しくは港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

各総合支所協働推進課協働推進係 ☎欄外参照

みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量・資源化推進係 ☎3450-8025

資源の集団回収を始めましょう

集団回収とは

集団回収とは、10世帯以上の皆さんで構成する町会・自治会、PTA、管理組合、地域のグループやクラブ等の団体が、家庭から出る資源を回収し、資源回収業者に引き渡してリサイクルする方法で、ごみの減量と資源循環を図る活動です。

集団回収のメリット

- 回収品目や回収日を皆さんで決められることができ、地域の実情にあった活動ができるため、地域の皆さんのコミュニケーションが深まります。
- 資源とごみの分別やリサイクル等への関心が高まり、ごみ減量および資源化の促進につながります。
- 区から報奨金や補助用具支給等の支援があります。

集団回収の実施方法

集団回収を始める前にお住まいの地区の総合支所協働推進課にご相談ください。

(1)集団回収を実施するための団体(グループ)をつくりま

す。代表者、担当者を決めます。

(2)回収内容等を決め資源回収業者と契約します

①回収日・回収場所:区の資源回収日とは別に、地域の皆さんが出しやすく、集めやすい日時・場所を選びます。

②回収品目:区が集積所で回収している品目(古紙・びん・かん・ペットボトル)の他、布類や廃食用油等の中から回収する品目を決めます。

③資源回収業者を選びます
各団体で、条件にあった資源回収業者を探します。業者が見つからない場合は、区にご相談ください。

※業者ごとに回収品目等の条件が異なります。

④団体と資源回収業者との間で回収条件等を確認後、契約します。

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

令和2年度 道路・公園等の工事予定のお知らせ

区では、誰もが安全安心で快適に道路や公園等を利用できるよう、整備・補修・修繕等を定期的に行っています。令和2年度の工事予定についてお知らせします。

問い合わせ
土木課事業推進係 ☎3578-2313
各総合支所まちづくり課土木担当
☎欄外参照

表1 令和2年度の工事予定

番号	地区	工事名	工事内容	工事場所	施工予定時期	問い合わせ
1	芝地区	道路の整備	遮熱性舗装	新橋三丁目2番先～4番先	9～令和3年3月	芝地区総合支所 まちづくり課土木担当
2		道路の整備	遮熱性舗装	新橋五丁目2番先～20番先	8～令和3年2月	
3		道路バリアフリー化	誘導ブロック設置	芝一丁目8番先	4～7月	
4		自転車利用環境の整備	自転車ナビライン設置	芝公園三丁目6番先～芝公園四丁目3番先	6～8月	
5		河川の維持	河床整正	三田一丁目3番先～東麻布三丁目10番先	10～令和3年3月	
6		公衆便所の維持	公衆便所建替	三田二丁目19番11号(三田綱町児童遊園)	6～令和3年3月	
7		児童遊園の整備	マンホールトイレ設置	芝二丁目12番3号(芝新堀町児童遊園)	7～令和3年3月	
8		公園の維持	管理棟建替	芝公園四丁目8番4号(芝公園)	9～令和3年3月	
9	麻布地区	道路の整備	歩道整備	元麻布二丁目3番先～南麻布五丁目3番先	7～令和3年3月	麻布地区総合支所 まちづくり課土木担当
10		道路バリアフリー化	誘導ブロック設置	六本木五丁目16番先	4～9月	
11		橋りょうの維持	新古川橋補修	南麻布二丁目15番先～白金一丁目1番先	6～令和3年3月	
12		公園の整備	全面改修	南麻布三丁目4番9号(本村公園)	4～令和3年3月	
13		道路の整備	歩道整備	東麻布三丁目9番先～三田一丁目10番先	10～令和3年3月	
14		道路の整備	電線共同溝整備	六本木七丁目23番先～南青山二丁目34番先	7～令和3年3月	
15		道路の整備	車道整備	六本木六丁目2番先～6番先	8～令和3年3月	
16		自転車利用環境の整備	自転車ナビライン設置	元麻布二丁目14番先～南麻布一丁目6番先	10～12月	
17	赤坂地区	道路の維持	切削カバー	赤坂七丁目7番先～11番先	10～12月	赤坂地区総合支所 まちづくり課土木担当
18		道路の整備	歩道整備、車道整備	赤坂四丁目1番先～18番先	9～令和3年3月	
19		道路の整備	擁壁改修	赤坂八丁目8番先～9番先	10～令和3年12月	
20		街路灯の維持	ランプ交換	虎ノ門二丁目2番先～赤坂一丁目9番先	10～令和3年1月	
21		街路灯の維持	街路灯建替	赤坂九丁目6番先～7番先	10～令和3年2月	
22		街路灯の維持	街路灯建替	赤坂一丁目2番先～9番先	10～令和3年1月	
23		自転車利用環境の整備	自転車ナビライン設置	赤坂四丁目13番先～赤坂七丁目6番先	10～12月	
24		道路の整備	電線共同溝整備	元赤坂一丁目7番先～元赤坂二丁目1番先	10～令和3年3月	
25	高輪地区	道路の整備	歩道整備	白金二丁目3番先～4番先	10～令和3年2月	高輪地区総合支所 まちづくり課土木担当
26		道路の維持	舗装改修	高輪一丁目27番先～高輪三丁目2番先	9～10月	
27		道路の維持	舗装改修	三田四丁目9番先～17番先	10～12月	
28		道路バリアフリー化	歩道段差解消	高輪一丁目15番先 外1箇所	4～6月	
29		私道の整備	排水管及び舗装改修	白金台三丁目7番先～10番先	10～12月	
30		私道の整備	舗装改修	高輪二丁目2番先	11～令和3年1月	
31		都市計画公園の整備	仮整備	三田四丁目17番28号(三田台公園)	5～7月	
32		児童遊園の整備	全面改修	三田五丁目11番6号(豊岡町児童遊園)	5～7月	
33	公園等バリアフリー化	水飲み取替	高輪二丁目15番37号(泉岳寺前児童遊園)外1箇所	4～6月		
34	芝浦港南地区	道路の整備	遮熱性舗装	芝浦一丁目6番先～12番先	7～令和3年2月	芝浦港南地区総合支所 まちづくり課土木担当
35		道路の整備	半たわみ性舗装	港南五丁目1番先～2番先	10～令和3年2月	
36		道路の整備	半たわみ性舗装	港南五丁目2番先	6～12月	
37		道路バリアフリー化	誘導ブロック改修	海岸三丁目17番先～22番先	4～6月	
38		自転車利用環境の整備	自転車ナビライン設置	港南一丁目6番先～港南四丁目5番	7～12月	
39		ライトアップの整備	橋りょうライトアップ	港南一丁目3番先～港南三丁目5番先(浜路橋)	6～令和3年3月	
40		遊び場の維持	砂場、複合遊具取替	港南三丁目2番(港南三丁目遊び場)	10～令和3年2月	
41		公園等バリアフリー化	公園便所改修	港南一丁目2番28号(芝浦中央公園)	4～6月	

既存エレベーターの戸開走行保護装置等の設置を支援します

区は、マンションのエレベーターに戸開走行保護装置や地震時管制運転装置等の安全装置を設置する所有者等に対して、改修工事費の一部を助成してきました。

令和2年度からは、助成対象建築物をマンション以外にも拡充します。

戸開走行保護装置とは

エレベーターのドアが閉じる前にかごが昇降した場合、自動的にこれを検出する装置と、かごを制するブレーキを二重化した安全装置のことです(図参照)。平成21年9月から新設されるエレベーターには、戸開走行保護装置の設置が法律で義務化されました。しかし、それ以前に設置されたエレベーターには、法律による義務がないため、戸開走行保護装置の設置が進んでいません。

地震時管制運転装置とは

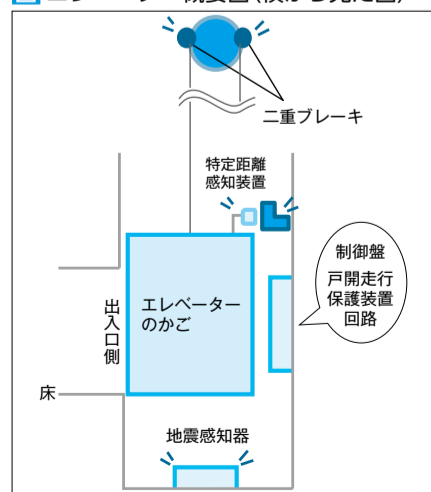
地震時に初期の揺れを検知し、エレベーターを最寄り階に停止させ、

乗客の閉じ込めと機器の損傷を防ぎます。

助成対象

区内にある次のいずれかに該当する建築物に設置されているエレベーターに、新たに戸開走行保護装置を設置する改修工事

図 エレベーター概要図(横から見た図)



マンション

共同住宅部分の床面積が建物全体の床面積の3分の2を超えるものに限ります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)第2条第16号に規定する特定建築物

例としては、飲食店、事務所、病院等です。ただし、助成対象者が法人の場合は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に限り

ます。

助成内容

エレベーター改修工事のうち、安全装置等を設置する費用のみが助成対象になります。助成上限額や助成率を建築物の用途ごとに定めています(表2参照)。

問い合わせ

建築課建築設備担当 ☎3578-2300・1

表2 助成率・助成上限内訳

助成対象建築物	助成対象工事費の最大助成率			備考
	戸開走行保護装置	地震時管制運転装置※1	耐震対策※1	
マンション	100パーセント (最大300万円)	50パーセント (最大50万円)	50パーセント (最大50万円)	最大助成額は、エレベーター改修工事費総額の3分の2です。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)第2条第16号に規定する特定建築物	100パーセント ※2 (最大100万円) ※3	23パーセント ※2	23パーセント ※2	助成対象工事費の上限は、611万円です。

※1 戸開走行保護装置の設置とともに設けた場合に限り、助成対象となります。
※2 病院、高齢者・障害者施設の場合、助成率は3分の2です。
※3 病院、高齢者・障害者施設の場合、助成対象工事ごとの助成上限額はありません。

この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

区では、高齢者の肺炎球菌による肺炎への罹患や重症化の予防のため、予防接種を実施します。

高齢者肺炎球菌の定期予防接種の対象者は65歳と定められていますが、65歳以上の人全員が接種を受けられるよう、5年間の経過措置が令和元年度からとられています。令和2年度の対象者は、令和3年3月31日現在、65・70・75・80・85・90・95・100歳の人で、過去に1度も高齢者肺炎球菌の予防接種をしたことがない人です。

対象者には、予防接種予診票を4月1日頃に港区の住所地へ個別送付しています。対象者にもかわらずお手元に届かない場合は、速やかにお問い合わせください。

対象者

(1) 令和2年度定期予防接種対象者

令和2年度 高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ



- 65歳(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれの人)
 - 70歳(昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれの人)
 - 75歳(昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれの人)
 - 80歳(昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれの人)
 - 85歳(昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれの人)
 - 90歳(昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれの人)
 - 95歳(大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれの人)
 - 100歳(大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれの人)
- (2) 60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に重い障害のある人(身体障害者手帳1級)

接種期間

令和3年3月31日(水)まで

接種費用(自己負担額)

予防接種予診票を持参の上、4000円を医療機関へお支払いください。ただし、次に該当する人は、自己負担額が免除になります。該当する人で、予診票に免除の表示がない場合は、接種する前にお問い合わせください。

- (1) 生活保護法による保護を受けている人
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等および特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている人

接種回数

1回

接種場所

区内で接種する場合

予防接種予診票に同封の港区予防接種実施医療機関名簿に掲載している医療機関で接種できます。

区外で接種する場合

港区外の22区の指定医療機関でも港区の予診票で接種することができます。各指定医療機関については、所在地の区の予防接種担当部署へ直接お問い合わせください。

また、入院・入所等で23区外の医療機関で接種をする場合は、事前に「定期予防接種実施依頼書」の交付申請が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ

保健予防課保健予防係
☎6400-0081

子育て・子ども 関連情報

教育相談をご利用ください

教育は一人一人の幼児・児童・生徒の個性を伸ばし、人間性豊かに育てることが大切です。一方で、学習・心や体の問題、友達や親子の問題によって子どもの健やかな成長に支障をきたすことがあります。教育センターではこうした問題の解決に向け、専門の心理士が相

談に応じています。相談者のプライバシーの保護に万全を期しますので、安心して教育相談をご利用ください。

なお、教育センターは4月1日に虎ノ門3-6-9に移転しました。

対象 区内在住・在園・在学者(18歳まで)とその保護者

電話教育相談 教育上のさまざまな問題や子どもが集団生活にうまく適応できない等の悩み、子育ての相談等を受け付けています。

相談は、匿名でも受け付けていますが、相談に必要な性別や学年等の情報は、可能な限りお知らせください。

相談日 月～金曜 午前9時～午後7時 土曜 午前9時～午後5時
※祝日・年末年始を除く。

専用電話

☎5422-1546

※移転に伴い、電話番号が変わりました。

来所教育相談 専門の心理士が遊びや面接を通して、子どもが本来もっている力を発揮できるようサポートするとともに、保護者と一緒により良い解決方法を考えられます。

相談の流れ

- (1) 保護者が電話で相談の申し込みをします。
- (2) 相談日を連絡します。相談日には、お子さんと保護者が一緒に来所します。
- (3) 必要に応じて、定期的に来所していただき、継続的に相談を行います。また必要に応じて心理検査も行っています。

相談日 月～金曜 午前9時～午後5時

※祝日・年末年始を除く。

専用電話

☎5422-1545

※移転に伴い、電話番号が変わりました。

幼稚園訪問相談 専門の心理士が区立幼稚園を訪問し、幼児・教員・保護者を対象として、経験や専門性を生かした相談を行い、個々の課題の解決に向けた支援をしています。

訪問日時等については、お子さんが在籍している区立幼稚園または、教育センターにお問い合わせください。

問い合わせ

教育センター ☎5422-1541

子育てに関する悩みや相談があればお寄せください

区では、子育てや保護者自身の悩み、子ども自身の悩みの相談に相談員が対応しています。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、外出の自粛が呼びかけられる中、子育てに関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

詳しくは直接電話をいただくか、港区ホームページをご覧ください。

みなと子ども相談ねっと

https://minato.kodomosoudan.net/

虐待相談専用ダイヤル

電話受付時間

月・水・金・土曜 午前9時～午後5時

火・木曜 午前9時～午後7時

休館日 日曜、祝日、年末年始 ☎6400-0092

問い合わせ

子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係
☎6400-0090

母子メンタルヘルス相談

妊娠・出産・育児期にある女性が抱える心の問題に対して、専門の医師が面接で相談に応じます。

☑ 区民で妊娠中・育児中の母親とその家族※保育あり(申込時にお申し出ください)

☑ 5月8・22日(金)午後2時15分～4時15分

☑ みなと保健所

☑ 電話で健康推進課地域保健係へ。 ☎6400-0084

または各総合支所区民課保健福祉係へ。 ☎欄外参照

健康推進課地域保健係

☎6400-0084 FAX3455-4460

5月の高輪ほっとひといき子育て支援事業

子育て相談

保健師・助産師・管理栄養士による育児相談です。お子さんの計測もできます。

☑ 高輪地区在住の乳幼児とその保護者

(1) ほっとひといき子育て相談

☑ ① 白金台児童館:5月12日(火) ② 豊岡児童館:5月14日(木) ③ 高輪児童館:5月28日(木) ④ 高輪子

ども中高生プラザ:5月12日(火)・14日(木)・28日(木)①～③午前10時30分～11時30分④午後2時～4時 ☑ 当日直接会場へ。

(2) ぱぱま育児相談

☑ 5月16日(土)相談受付時間:午後1時～3時、グループトーク:午後3時～3時30分

☑ 高輪子ども中高生プラザ

☑ 当日直接会場へ。

ほっとひといき子育てサロン

☑ 高輪地区在住の1歳未満のお子さんとその保護者

☑ 5月19日(火)午後1時30分～3時(受付時間:午後1時15分～1時30

分)

☑ 明治学院大学社会学部附属研究所(白金台1-2-37)

☑ ベビーマッサージ、情報交換

☑ 15人(会場先着順)

☑ 持ち物 母子健康手帳、バスタオル ☑ 当日直接会場へ。

☑ 高輪地区総合支所区民課保健福祉係 ☎5421-7085

子育てひろば「あい・ぽーと」ウェルカムウイーク

さまざまなプログラムを会員以外の人にも楽しんでいただける1週間です。ぜひ遊びにいらしてください。

☑ 未就学児とその保護者

☑ 5月18日(月)～23日(土)午前10時～午後4時30分

☑ 子育てひろば「あい・ぽーと」

☑ 150人(会場先着順)※一部予約制の講座があります。詳しくは、館内ちらしやあい・ぽーとホームページ

https://www.ai-port.jp/

をご覧ください。

☑ 当日直接会場へ。

☑ 子育てひろば「あい・ぽーと」

☎5786-3250

☎電話予約のかけ間違いないようご注意ください。



6月開始の「みんなと元気塾」参加者募集

高齢者がいつまでも元気で生き生きと過ごせるよう、区では、介護予防事業「みんなと元気塾」を実施しています。

対象
介護保険で要支援認定された

か、高齢者相談センターで実施する「基本チェックリスト」の結果で、参加対象と認定された65歳以上の区民

内容・ところ・定員・とき
表のとおり。詳しくは、各高

齢者相談センターにお問い合わせください。

申し込み
電話で、5月1日(金)から、お住まいの地区の高齢者相談センターへ、参加対象となるか等について

高齢者 関連情報

一部65歳以下を対象とした内容も掲載しています

ご相談ください。各高齢者相談センターでは「基本チェックリスト」を本人に受けていただき、事業の参加対象となった場合、申請等の手続きを行っていただきます。

問い合わせ
各高齢者相談センター
☎欄外参照

担当課 高齢者支援課介護予防推進係

内容	ところ	定員(人)	とき	開始日	終了日
1 バランストレーニング	豊岡いきいきプラザ	8	毎週木曜 午前10時～11時30分	6月4日	9月17日
2 足腰元気講座	白金いきいきプラザ	8	毎週金曜 午前10時～11時30分	6月5日	9月25日
3 体力アップトレーニング講座	白金台いきいきプラザ	10	毎週月曜 午前11時～午後0時30分	6月1日	9月21日
4 みんなの食と健口講座	虎ノ門いきいきプラザ	7	毎週火曜 午後2時30分～4時	6月9日	7月21日
5	青山いきいきプラザ	7	隔週火曜 午前10時～11時30分	6月2日	8月25日

芝・みたまち倶楽部「紙と遊ぶ季節の折り紙」

おおむね60歳以上の区民
時 5月18日、6月22日、7月6日(月・全3回)午前10時～11時30分
所 三田いきいきプラザ
人数 20人(抽選)
費用 300円(材料費)
☎電話または直接、5月8日(金)までに、三田いきいきプラザへ。
☎3452-9421

はり・マッサージサービス

65歳以上の区民
時 5月26・27日(火・水)
所 三田いきいきプラザ
人数 60人(申込順)
費用 1000円(利用料)
☎電話で、4月30日(木)午後5時

までに、三田いきいきプラザへ。
☎3452-9421

鬼平と歩く「芝神明・愛宕・西久保」

おおむね50歳以上の区民※健脚者向け
時 5月24日(日)午前9時30分～正午
所 神明いきいきプラザ2階展示ギャラリー集合、東京メトロ日比谷線神谷町駅解散
人数 20人(抽選)
☎電話または直接、5月4日(月・祝)までに、虎ノ門いきいきプラザへ。
☎3539-2941

スパイスシュガー講座

おおむね50歳以上の区民
時 5月30日(土)午前10時～11時、

午前11時～正午
所 三田いきいきプラザ
人数 各25人(抽選)
費用 100円(材料費)
☎電話または直接、5月17日(日)までに、三田いきいきプラザへ。
☎3452-9421

美白ケアおしゃれ教室

50歳以上の区民
時 5月16日(土)午前10時～11時30分
所 ありすいきいきプラザ
人数 20人(60歳以上の人優先で抽選)
☎電話または直接、5月1日(金)までに、ありすいきいきプラザへ。
☎3444-3656

アジアンティー教室

50歳以上の区民

時 5月24日(日)午前10時～午後1時
所 西麻布いきいきプラザ
人数 12人(60歳以上優先で抽選)
費用 1000円(材料費)
☎電話または直接、5月17日(日)までに、西麻布いきいきプラザへ。
☎3486-9166

はじめてのゼンタングル「ペン1本で簡単に描けるパターンアート」

60歳以上の区民
時 5月10日～7月26日(毎月第2・4日曜、全6回)午前10時～11時30分
所 高輪いきいきプラザ
人数 15人(抽選)
☎電話または直接、5月4日(月・祝)までに、高輪いきいきプラザへ。
☎3449-1643

令和2年度 港区麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成事業等のお知らせ

区では、子どもを麻しんの感染から守るため、麻しん風しん混合ワクチンの定期予防接種を受ける機会を逸した区民に対して、任意接種費用の助成を行います。また、19歳以上で0歳児と同居する保護者等に対して、麻しんの抗体検査を行い、検査の結果、抗体価の低い人に対し、麻しん風しん混合ワクチン等の接種費用の一部助成を実施します。

共通事項

実施期間

令和3年3月31日(水)まで

申し込み

必ず事前に、「麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種予診票」、または「麻しん抗体検査受診票」、および「麻しん風しん混合ワクチン/麻しん単抗原ワクチン任意予防接種予診票」を区に請求していただく必要があります。保健予防課保健予防係にご連絡いただくか、港区ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項を明記の上、郵送で、〒108-8315 みなと保健所保健予防課保健予防係へ。

実施場所

港区麻しん風しん混合(MR)ワク

度です。養子となる子どもは、実親との親族関係を戸籍上において終了させ、戸籍上の親は養親になります。民法上、養子の年齢には制限があり、これまでは6歳未満でしたが、令和2年4月からは原則15歳未満となります。

特別養子縁組について関心をお持ちの人は、お問い合わせください。

問い合わせ

子ども家庭課児童相談所設置準備担当 ☎3578-2177
子ども家庭支援センター相談支援係 ☎6400-0091

子ども家庭応援コラム すべての子どもの笑顔のために

第1回

このコラムでは、子どもと家庭の支援に関することをテーマにして、全12回に渡って連載します。

第1回目は、特別養子縁組制度についてです。

特別養子縁組は、さまざまな事情により子どもを育てられない人と、子どもを迎えたい夫婦とをつなぐ制

チン任意接種助成事業実施医療機関 ※港区ホームページに、実施医療機関名簿を掲載しています。

注意事項

- 妊婦は麻しん風しん混合ワクチン、麻しん単独ワクチンの予防接種を受けることができません。
- 接種を受けた人は、接種後約2カ月は妊娠を避けてください。
- 区独自の事業のため、他区市町村の住民への助成は行いません。また、港区の実施医療機関以外で接種または検査等を受けた場合は、全額自己負担となります。

麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成事業

対象者

2歳以上18歳以下の区民で、定期予防接種(1期、2期)の接種機会を逸した人
※ただし、定期予防接種の対象者を除きます。

助成額

全額助成

助成回数

2回まで(年度内1回まで)

0歳児の保護者等を対象にした麻しん対策事業

対象者

(1)受診日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)を対象に、麻しんの抗体検査の費用全額を助成します。ただし、次の人を除きます。

- 過去に麻しん抗体検査を受けたことがある人

- 明らかに麻しんの予防接種歴がある人

- 麻しんの罹患歴がある人(検査で確定診断を受けた麻しんの既往歴がある人)

(2)接種日現在、19歳以上の区民で、0歳児と同居する保護者等(同居人を含む)で、麻しんの抗体価が低い人に対して、麻しん風しん混合(MR)ワクチンまたは麻しん単独ワクチン予防接種費用の一部助成します。ただし、次の人を除きます。

- 明らかに麻しんの予防接種歴がある人

- 麻しんの罹患歴がある人(検査で確定診断を受けた麻しんの既往歴がある人)

※予防接種の助成対象となる抗体価は、EIA法で16.0未満、PA法で256倍未満です。

助成額

(1)麻しん抗体検査 全額助成

(2)麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種 6000円(上限)

※麻しん単独ワクチンの接種の場合は、3000円(上限)

※(2)の予防接種は、それぞれの助成金額を差し引いた金額が自己負担となります。

助成回数

抗体検査および予防接種各1回

問い合わせ
保健予防課保健予防係
☎6400-0081

新型コロナウイルス感染症の予防や ご相談について

感染の予防のために

新型コロナウイルス感染症は、飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

そのため、風邪やインフルエンザと同様、手洗いや咳エチケットといった、通常の感染症対策をとることが重要です。次のことを心掛けましょう。

手洗い

流水や石鹸による手洗いをこまめに行いましょう。

特に外出した後や咳をした後、口や鼻、目等を触る前には手洗いを徹底しましょう。アルコール消毒も有効です。

咳エチケット

咳やくしゃみをするときは、マスクを着用するか、マスクが無い場合はティッシュやハンカチ等で口や鼻を覆う等の咳エチケットを守りましょう。



マスクを着用する(口・鼻を覆う) ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う 袖で口・鼻を覆う
出典:首相官邸ホームページより

周りの人々への感染を予防するために、人が多く集まる場所は避けましょう。

体調が良くないと感じたら

相談・受診の前に心がけていただきたいこと

発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。また、毎日、体温を測定し記録してください。

新型コロナウイルスの感染への不安から適切な相談をせずに医療機関を受診することは、かえって感染するリスクを高めることがありますので、控えてください。

新型コロナウイルス感染症の相談窓口

帰国者・接触者電話相談センター

以下のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く人、強いだるさや息苦しさがある人
- 高齢者や基礎疾患等のある人は、上記の状態が2日程度続く場合

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者

とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分

☎3455-4461

※電話が繋がらない場合は、保健予防課保健予防係へ。

☎6400-0081

都・特別区・八王子市・町田市合同電話センター
とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時
※土・日曜、祝日は、終日対応しています。

☎5320-4592

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者

とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分

☎3455-4461

※電話が繋がらない場合は、保健予防課保健予防係へ。

☎6400-0081

聴覚障害がある人等の相談窓口

FAX3455-4460

東京都電話相談窓口(コールセンター)

とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時

※土・日曜、祝日は、終日対応しています。

対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口

FAX5388-1396

厚生労働省電話相談窓口

とき 午前9時～午後9時

※土・日曜、祝日も対応しています。

☎0120-565653(フリーダイヤル)

問い合わせ

防災課危機管理担当	☎3578-2515
保健予防課保健予防係	☎6400-0081

がん治療中の皆さんが利用する脱毛や乳房の手術跡をカバーするためのウィッグ(かつら)や胸部補整具を購入する費用を助成します

区では、がん治療に取り組む区民の療養生活の向上と就労の継続等、社会生活を支援するため、ウィッグ等の購入費用の一部を助成しています。

対象品 ウィッグ、胸部補整具(※) ※補整下着(ノンワイヤーソフトブラ等)、補整用シリコンパッド、人工ニップル等です。対象品について詳しくは、お問い合わせください。

●ウィッグは、ウィッグ本体と装着するためのネットが対象品となります(スタンドやケア用品は対象外です)。

対象者 申請日の時点で、区内在住の、がん

と診断され現在治療を行っている人
助成金額 3万円または購入費用の7割のいずれか低い額

●補助対象者1人につき1回限りです。ウィッグのみではなく、胸部補整具も購入した、ウィッグを複数購入した等の場合は、1回にまとめて申請してください。また、他の法令等に基づく同種の助成等を受けている人は対象となりません。

●購入費用の7割の額に100円未満の



ウィッグの一例



胸部補整下着の一例

表 必要書類

	必要書類	注意事項等
(1)	港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付申請書	みなと保健所、各総合支所で配布しています。港区ホームページからダウンロードもできます。
(2)	がんの治療を受けていることを証する書類	化学療法または手術等、がんの治療を行ったことが分かる書類(お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書、診断書等)かつ、現在治療中であることが分かるものの写し ※ウィッグは「脱毛の副作用を伴う治療」、胸部補整具は「乳房の切除を伴う治療」が分かる書類が必要です。
(3)	購入した金額の明細が分かる書類(領収書等) ※原本を提出してください。	宛名(フルネーム)、購入日、購入金額とその内訳、発行者の名称、所在地が記載されているもの(インターネット等で購入した場合は、ご相談ください)。
(4)	申請者の本人確認書類	運転免許証、健康保険証等の写し
(5)	振込先口座が確認できる書類	銀行名、名義、口座番号が確認できるもの(通帳等)の写し

端数があるときは、その端数を除いた額が助成されます。

申請期限 対象品を購入した日(領収書に記載の日)の翌日から1年以内
必要書類 表参照

申し込み 郵送で、港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付申請書に必要事項を明記の上、必要書類を添付して、〒108-8315 みなと保健所健康推進課健康づくり係へ。

がんの療養に関する相談窓口
「がん在宅緩和ケア支援センター

ういケアみなと」では、がんの療養生活の中での困り事やアピアランスケア(外見)等について、個別面談および電話相談を行っています。相談を希望する人は、お問い合わせください。

相談専用電話 ☎6450-3387

問い合わせ

健康推進課健康づくり係	☎6400-0083
-------------	------------

☎電話受付のかけ間違いにご注意ください。

つくってみよう! マイナンバーカード

第1回マイナンバーカードとは

マイナンバーカードとは、ひとこと言うところ「マイナンバーが記載されたICチップ付きのカード」です。表面には、顔写真、氏名、生年月日、性別が載っているので、「本人」としての証明書として使えます。裏面の「マイナンバー」とセットで、正しい「マイナンバー」を「本人」が提示していることが確認できます。

裏面のICチップには、オンライ

ンで本人確認ができる電子証明書が格納されています。電子証明書を使って、コンビニで各種証明書を取ることができたり、オンラインで確定申告(e-TAX)ができたりします。

ICチップには、マイナンバーカードに記載した氏名、住所、生年月日、顔写真、マイナンバー、電子証明書が入っていますが、税、年金等の個人情報が入っていません。ま



マイナンバーカード
「表面」と「裏面」

た、ICチップの情報を不正に読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みとなっているため安全です。

最近では、パソコンだけでなく一部のスマートフォンで、マイナンバーカードの電子証明書を読み取ることができるようになりました。

今後も、電子証明書を利用したサービスは増えていく予定です。

問い合わせ

芝地区総合支所区民課個人番号カード交付推進担当	☎3578-3151
各総合支所区民課窓口サービス係	☎7面欄外参照

港区広報番組をご覧ください

4月21日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

内容 ゴミの分別方法や「その他再生可能紙」等について 他

放送期間 4月21日(火)～30日(木)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



令和2年4月から港区版ふるさと納税制度が 新しくなりました

～皆さんの思いを込めて、港区を応援してください～

これまで港区版ふるさと納税制度では、区ならではの事業を寄付金の活用先にしていましたが、今まで以上に広く選ぶことができるよう、活用先を全分野に広げました。

併せて、団体の自立支援と育成を目的とする区の助成事業、文化芸術振興事業に活用する文化芸術振興基金やみなとパートナーズ基金を活用先に加えるとともに、寄付する皆さんが応援したい公益的活動を行う団体を指定して寄付をすることができますようになりました。

区は、引き続き、区民や事業者をはじめとする多くの地域の担い手と力を合わせ、地域の魅力向上や課題解決に取り組んでいきます。

皆さんも「港区版ふるさと納税制度」によって地域の担い手の一員となって、区が魅力あふれるまちであり続けるために応援をお願いします。

ふるさと納税とは
 大切に思うふるさとの自治体を、

寄付という形で応援できます。

ふるさと納税により自治体に寄付した金額のうち自己負担額の2000円を除いた全額が、確定申告をすることによって、所得税(復興特別所得税を含む)および個人住民税から控除される仕組みです。

「港区版ふるさと納税制度」は寄付金の活用先を選ぶことができます

(1)産業・地域振興・観光分野
 (2)防災・生活安全分野
 (3)保健福祉・健康分野
 (4)環境分野
 (5)子育て・教育分野
 (6)街づくり分野
 (7)区政全般
 (8)みなとパートナーズ基金
 (9)文化芸術振興基金
 (10)公益的活動団体の支援

活用先に示す「(10)公益的活動団体の支援」について
 区内の対象団体から応援したい団体を指定して寄付をすると、区はこ

の寄付金の一部を財源にして、寄付者が指定した団体に対し「港区版ふるさと納税制度団体応援補助金」を交付し、支援を行います。

なお、団体に補助金の交付ができなかった場合、寄付者に寄付金は返還せず、団体の自立支援と育成を目的とする区の助成事業(みなとパートナーズ基金)に活用させていただきます。

寄付の申し込み方法
 ※寄付金の活用先ごとに、申し込み方法が異なります。

活用先(1)～(9)の申し込み方法

- 窓口での申し込み
 各総合支所管理課管理係または会場分室(みなとパートナーズ基金および文化芸術振興基金は地域振興課(区役所3階)窓口も可)でお申し込みください。
- インターネット申し込み(クレジットカード決済による納付)
 港区ホームページ「港区への寄付のご案内」、または「ふるさとチョイス(港区)」からお申し込みください。
- 納付書による申し込み
 電話またはファックスで、各総合

支所管理課管理係(みなとパートナーズ基金および文化芸術振興基金については地域振興課も可)へ。寄付申込書と納付書を郵送します。

活用先(10)の申し込み方法

- 納付書による申し込み
 電話またはファックスで、企画課企画担当へ。寄付申込書と納付書を郵送します。

問い合わせ

○窓口・納付書による申し込みについて
 各総合支所管理課管理係
 ☎欄外参照

○みなとパートナーズ基金について
 地域振興課区民協働・町会自治会支援担当 ☎3578-2557

○文化芸術振興基金について
 地域振興課文化芸術振興係 ☎3578-2584

○税額控除について
 税務課課税係 ☎3578-2605

○上記以外および公益的活動団体の支援について
 企画課企画担当 ☎3578-2528

夏季区民保養施設のご案内

ご家族、グループでお気軽にご利用ください。

開設期間 7月22日(水)～8月30日(日)

対象
 区民 抽選申し込みと空き室申し込みができます。
 区内在勤者 抽選後の空き室申し込みができます。

利用者登録 利用申し込みには、利用者登録が必要です。抽選申し込みの専用はがきで登録できます。後日、ご自宅に利用者登録証が送られます。

抽選申し込み(区民) 抽選は、7月利用分と8月利用分に分けて行います。**表1**から希望の施設を1つ選び、**表2**の受付期間内に区民保養施設予約システムまたは専用はがきでお申し込みください。

抽選結果は、7月分は5月末、8月分は6月末にご自宅に郵送します。

空き室申し込み(区民・区内在勤者)
 利用希望日の1か月前の同日から予約システム、または、JTBみなと予約センターで申込順に受け付けます。

受付時間
 区民保養施設予約システム
 午前5時～午前0時
<https://hoyo.city.minato.tokyo.jp/hoyo/>
 JTBみなと予約センター
 午前10時～午後6時30分(土・日曜、祝日を除く) ☎5434-7644

専用はがきとパンフレットの配布
 各総合支所区民課、各区民センター、地域振興課(区役所3階)、JTB浜松町店、JTB赤坂見附店にあります。

ご注意ください

(1)申し込み代表者(本人)が利用しない場合は利用できません。必ず申し込み代表者(本人)を含む

グループをご利用ください。

(2)各月の抽選は、同一世帯・同一グループにつき通年・夏季区民保養施設を含めて1施設のみ申し込み込むことができます。複数の申し込みは無効となります。

(3)減額利用は、夏季のみ開設している区民保養施設(8施設)では利用できませんのでご注意ください。

各施設の申し込み・利用について(共通事項)

- 大人は中学生以上、子供は4歳以上

表1 通年・夏季借上区民保養施設一覧

期間	場所	施設名	所在地・電話番号	料金(消費税込み)		部屋タイプ	部屋数	利用人数
				大人	子供			
通年	箱根	大平台みなと荘 ※1	神奈川県足柄下郡箱根町大平台294 ☎0460-86-1122	7000～14500円	4500円～6000円	和室12畳または和洋室(8畳+2ベッド)	25室	2人以上
	熱川	熱川プリンスホテル ※2	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1248-3 ☎0557-23-1234	9350円	7150円	和室10畳	3～6室	2～5人
夏季 7月22日(水)～ 8月30日(日) 40日間	安房小湊	満ちてくる心の宿 吉夢	千葉県鴨川市小湊182-2 ☎04-7095-2111	10450円	8250円	和室12.5畳	2室	2～5人
	鬼怒川	鬼怒川グランドホテル 夢の季	栃木県日光市鬼怒川温泉大原1021 ☎0288-77-1313	12100円	9900円	和室12.5畳	2室	
	川治	湯けむりの里 柏屋	栃木県日光市川治温泉高原62 ☎0288-78-0002	11550円	9350円	和室10畳	2室	
	熱海	ホテルニューアカオ ※3	静岡県熱海市熱海1993-250 ☎0557-82-5151	10450円	8250円	和室10畳	2室	
	伊東	伊東ホテルジュラク ※4	静岡県伊東市岡281 ☎0557-37-3161	7150円	5060円	和洋室(10畳+2ベッド)	2室	
	石和春日居	ホテル春日居	山梨県笛吹市春日居町小松855 ☎0553-20-2000	8800円	小学生5500円 4歳～就学前3300円	和室10畳 +次の間5畳	2室	
	那須	ロイヤルホテル那須 ※5	栃木県那須郡那須町高久丙4449-2 ☎0287-76-1122	8250円	6050円	洋室ツイン(2ベッド、ソファベッド+エキストラベッド)	2室	
舞浜	ホテルオークラ東京ベイ	千葉県浦安市舞浜1-8 ☎047-355-3333	8150円	8150円	洋室ツイン(2ベッド+エキストラベッド)	2室		

※1 大平台みなと荘の利用料金は、1部屋の利用人数や曜日等により異なります。
 ※2 熱川プリンスホテルの利用料金は、夏季保養施設開設期間中(7月22日(水)～8月30日(日))の料金です。他の時期の料金は、お問い合わせください。室数は、曜日により異なります。
 ※3 ホテルニューアカオは、幼児施設使用料(2～3歳)2200円がかかります。
 ※4 伊東ホテルジュラクは、幼児施設使用料(3歳・添い寝)1100円がかかります。7月22日(水)、8月20・21日(木・金)の宿泊はできません。
 ※5 ホテルオークラ東京ベイは1泊朝食付きの料金です。利用人数が2人以上の申し込みに関し、小学生までのお子さんは、添い寝の場合朝食料金(1633円)で利用できます(ベッド1台につき子供1人)。添い寝の人数は、利用人数に含まれません。その他は1泊2食付きの料金です。また、大浴場はありません。詳しくは、事前にJTBみなと予約センターにお問い合わせください。

平台みなと荘と熱川プリンスホテルです(65歳以上の区民は土曜、祝日の前日、年末年始(12月29日～1月3日)を除きます。各種手帳等をお持ちの区民は土曜、祝日の前日、年末年始(12月29日～1月3日)も利用可能です)。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

○登録・利用・申し込みについて
 JTBみなと予約センター ☎5434-7644

○区民保養施設事業について
 みなとコール ☎5472-3710

担当課 地域振興課地域振興係

表2 抽選申し込み受付期間

利用月	保養施設予約システム	専用はがき
7月 利用分	5月1日(金)～18日(月) 毎日 午前5時～午前0時	5月1日(金)～12日(火・必着)
	6月1日(月)～18日(木) 毎日 午前5時～午前0時	6月1日(月)～12日(金・必着)
8月 利用分	7月31日(金)～8月1日(土)の2泊をご希望の場合は「7月31日から2泊」として、5月にお申し込みください。	

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

港区の魅力発信を担う

令和2年度「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」を募集します

区の魅力やブランドを国内外に広く発信する個人・団体を「MINATOシティプロモーションクルー」と位置付け、その取り組みを「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」として認定し、活動に係る経費の一部を認定区分に応じて助成します。

募集区分、募集対象および助成金額等

表1のとおり

申請受付期間

5月29日(金)まで

募集要項および申請書

募集要項および申請書は、産業振興課(区役所3階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

申し込み

募集要項を確認の上、申請書および関係書類を申請受付期間内に、直接、産業振興課シティプロモーション担当へ。

問い合わせ

産業振興課シティプロモーション担当
☎3578-2554

表1 令和2年度MINATOシティプロモーションクルー認定事業 募集概要

認定区分	区分A	区分B	区分C
区分内容	区の魅力発信に寄与し得るコンテンツ(ポスター、冊子、映像、PR製品等)の制作、発信に対する助成	区が作成したPRツール(プロモーション映像、観光冊子等)の活用、発信協力に対する助成	区のブランドや魅力を国内外に広めることに寄与し得る取り組みの認定および支援
事業要件	区の魅力発信に寄与し、プロモーション波及効果を期待できる事業のうち、次の要件を全て満たすものが対象となります (1)3年以上実施し、申請する団体の責任により自ら主催(企画、実施、経理)する事業 (2)新たに実施する事業、またはすでに認定を受けている団体が新たな展開により実施する既存事業 (3)助成の申請のあった年度の3月15日までに完了する事業		新規事業・既存事業問わず、申請する団体または個人の責任で、自ら主催(企画、実施、経理)する事業
募集対象	団体(企業を含む)		個人・団体(企業を含む)
助成金額	助成対象経費の3分の2以内で上限100万円	助成対象経費の5分の4以内で上限10万円(継続の場合は、まち歩きツアー等、助成金の交付により継続した取り組みが可能となる事業に限る)	経費の助成なし
決定方法	認定事業審査委員会において要件適合を審査し、決定します。		
クルー認定期間	認定のあった年度の3月末日または事業が完了した日のいずれか(認定初年度を含む3年間継続)		
事業認定	いずれの区分の取り組みも「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」として認定します。「MINATOシティプロモーションクルー認定事業」として認定されると次の支援が受けられます。 ●SNSや観光冊子、メールマガジン等の区の情報発信媒体で認定事業をPRします。 ●港区シティプロモーションシンボルマークの使用を許可します。 ●シティプロモーショングッズ(法被やプロモーションDVD)の貸し出し等が受けられます。 ※PRに使用する発信媒体は、区が選択します。 港区シティプロモーションシンボルマーク▶		



建築物の耐震化やがけ・擁壁改修工事の助成制度等をご活用ください

区は、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の一戸建住宅、共同住宅、一般緊急輸送道路や特定緊急輸送道路沿道建築物等に対して、耐震化に係る費用を助成しています。

がけ・擁壁の改修工事支援につきましては、土砂災害警戒区域内の助成限度額を拡充し、アドバイザー派遣制度を新設しました。詳しくは、お問い合わせください。

助成内容は表2～表4のとおりです。

※一般緊急輸送道路には、外堀通り・外苑東通り・外苑西通り等が指定されています。特定緊急輸送道路には、第一京浜・桜田通り・青山通り・目黒通り・首都高速道路等が指定されています。いずれも高さがおおむね道路幅員の2分の1以上の建築物が助成の対象となります。

表3 その他マンションに関する支援

項目	対象	助成率	助成限度額
建替え・改修支援コンサルタント派遣	分譲マンション、賃貸マンション	—	無料(10回まで)
建替え・改修計画案等作成	分譲マンション	全額	150万円
管理アドバイザー派遣	分譲マンション	—	無料(10回まで)
劣化診断費用助成	分譲マンション、賃貸マンション	2分の1	50万円
共用部分リフォーム融資の債務保証料	分譲マンション	全額	150万円

表4 がけ・擁壁の改修工事に関する支援

項目	対象	助成率	助成限度額
がけ・擁壁の改修工事費用助成	高さが2メートルを超えるがけ・擁壁	2分の1	500万円
がけ・擁壁の改修工事アドバイザー派遣	土砂災害警戒区域 高さが2メートルを超えるがけ・擁壁	2分の1 —	5000万円 無料(3回まで)

すまいの専門相談

税理士や弁護士等の専門家が、住まいに関する相談を無料でお受けしています。相談時間は、1人1時間です。

※7～9月は相談日に相談を実施していない場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

対象 区民

とき・定員・申し込み 表5のとおり

ところ 区役所3階

表5 すまいの専門相談

相談種別	相談日	相談員	定員	申し込み
すまいの税務相談	毎週水曜 (1)午後3時～4時	税理士	(1)1人(予約制) (2)2人(会場先着順)	(1)電話で、相談日の週の月曜正午までに、住宅課住宅支援係へ。 (2)当日直接会場へ。
すまいの不動産相談	(2)午後1時～3時(正午から受け付け)	宅地建物取引士		
マンション管理の法律相談	毎月第2・4火曜午後1時～4時	弁護士		
マンション管理組合運営相談	毎月第1火曜午後1時～4時	マンション管理士	3人(予約制)	電話で、相談日の前の週の金曜正午までに、住宅課住宅支援係へ。
すまいの建築相談	毎月第3火曜午後1時～4時	建築士		

問い合わせ

- 耐震関連の助成・表2について 建築課耐震化推進担当 ☎3578-2844・5
- その他マンションに関する支援・表3について 住宅課住宅支援係 ☎3578-2223・4
- がけ・擁壁の改修工事に関する支援・表4について 建築課構造係 ☎3578-2296・7
- すまいの専門相談・表5について 住宅課住宅支援係 ☎3578-2229

表2 耐震関連の助成

項目	対象	助成率	助成限度額
耐震アドバイザー派遣	分譲マンション	—	無料(5回まで)
耐震診断	個人所有の木造2階建て以下の専用または兼用住宅	—	無料
	上記以外の木造の住宅、下宿	3分の2	20万円
	木造の長屋、共同住宅		24万円
	非木造の住宅、長屋、下宿	100万円	
耐震補強設計	分譲マンション	全額	450万円
	賃貸マンション	3分の2	300万円
	一般緊急輸送道路沿道建築物		50万円
	非木造の住宅、長屋	3分の2	200万円
耐震改修工事	分譲マンション、賃貸マンション、一般緊急輸送道路沿道建築物	3分の2	—
	特定緊急輸送道路沿道建築物		6分の5以内(別途、国の事業により最大6分の1加算可)
	木造の住宅、長屋、共同住宅	2分の1	200万円(耐震補強設計も含む)
	非木造の住宅、長屋		300万円
分譲マンション	7000万円		
建替え	賃貸マンション	3分の2	3000万円
	一般緊急輸送道路沿道建築物		用途に応じて3000～7000万円
	特定緊急輸送道路沿道建築物	6分の5以内(別途、国の事業により最大15分の1加算可)	—
建替え・除却	個人所有の自己居住用の一戸建て住宅	耐震改修工事に要する費用相当額の3分の1	100万円
	分譲マンション	耐震改修工事に要する費用相当額の3分の1	7000万円 用途に応じて1500～3500万円
ブロック塀等の除却	一般緊急輸送道路沿道建築物	耐震改修工事に要する費用相当額の3分の1(5000平方メートルを超える部分は6分の1)	—
	特定緊急輸送道路沿道建築物		—
ブロック塀等の除却に伴う新規塀の設置	道路沿いに設けられた安全性を確認できない高さが1.2メートルを超えるコンクリートブロック塀、万年塀、大谷石塀、レンガ積塀等	1メートル当たり6000円以内	—
	フェンス等	1メートル当たり1万円以内または設置に要した費用の2分の1の少ない額	20万円

☎電話予約のかけ間違いないようご注意ください。

「広報みなと」の自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送しています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

赤坂消防団長が港区長へ 内閣総理大臣感謝状受領の報告をされました

3月5日、鈴木正光赤坂消防団長が港区長を訪問し、皇位継承式典に伴う祝賀御列の儀(祝賀パレード)において、赤坂消防団が消防特別警戒を実施したことに対し、内閣総理大臣から感謝状を受領した旨の報告をされました。

報告の場において、鈴木赤坂消防団長は、消防特別警戒や感謝状、記念品の即位礼正殿の儀の写真等についての説明をされました。港区長は、赤坂消防団の活動を労い、今後の更なる活躍を願うエールを送りました。

出席者
 鈴木 正光赤坂消防団長
 谷山 明子赤坂消防署長
 宮本 悟赤坂消防署警防課長



鈴木赤坂消防団長が説明をされる様子



鈴木赤坂消防団長が消防総監から感謝状の伝達を受ける様子



(左から)鈴木赤坂消防団長、武井区長、谷山赤坂消防署長

消防特別警戒活動について
内容
 令和元年11月10日、皇位継承式典に伴う祝賀御列の儀(祝賀パレード)において、消防特別警戒として、赤坂見附交差点から赤坂御所正門までの沿道警戒および消防団本部・分団本部における警戒待機を実施しました。

警戒規模
 ●消防団本部および3個分団 計30人
 ●可搬ポンプ積載車 2台
 ●可搬ポンプ 1台
 消防特別警戒には、赤坂消防団をはじめ、丸の内消防団、麴町消防団も出動しました。

問い合わせ
 防災課地域防災支援係
 ☎3578-2516

「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を策定しました

区は、プラスチックによる海洋汚染と生態系への影響、汚れた廃プラスチックの輸出入規制等、地球規模での課題が顕在化しているプラスチック問題に取り組むため、「港区役所『使い捨てプラスチック』削減方針」を定めました。

本方針に基づき、一度の使用または短期間で目的を終える「使い捨てプラスチック」を事務事業および施設管理から徹底的に排除し、排出ゼロに取り組みます。

区の取り組みへのご理解とご協力をお願いします。

削減方針
 ●会議やイベントでは、ペットボトル、プラスチック製のストロー、カップ等は使用しません。

- イベントでは、プラスチックを用いた啓発品は配布せず、包装も省略します。
- イベントでの飲食に使用する食器は、プラスチック製品から、リユース食器や紙製品等代替製品へ切り替えます。
- 施設内のペットボトル飲料の自動販売機は、缶飲料、カートン飲料またはカップ式の自動販売機に切り替えます。
- 庁舎内のコンビニ、売店等でのレジ袋の配布を取り止め、プラスチック製包装等の使用を抑制します。

削減目標
 令和3年度末までの2年間で、区の事務事業および施設管理から排出する「使い捨てプラスチック」を実質ゼロにします。

「使い捨てプラスチック」とは一度の使用または短期間で目的を終え、廃棄または再資源化されるプラスチック類で、ワンウェイプラスチックともいいます。テイクアウト用の飲料カップ等のプラスチック製

容器、ストロー、商品を包んでいるビニール製の包装、レジ袋、ペットボトル等が代表的な例です。

問い合わせ
 みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量・資源化推進係 ☎3450-8025

図 使い捨てプラスチックの参考例

ペットボトル	レジ袋	弁当・カップ麺容器	飲料カップ
			
ストロー	カトラリー	綿棒(プラスチック軸)	ティッシュの包装
			

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業 認定を希望する企業を募集します

区では、ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定します。ぜひご応募ください。

対象 区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する、常時使用する従業員数が300人以下の中小企業

内容 次のいずれか1つの分野で認定基準を満たしていれば、その分野の推進企業として認定します。

- (1) 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる。
- (2) 仕事と区内における地域活動の両立支援に積極的に取り組んでいる。
- (3) 仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいる。
- (4) 長時間労働の削減、セクハラ・パワハラ等の防止等、男女がともに

働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる。

審査方法 申請書等を基に事前調査(企業訪問・ヒアリング)を行い、審査会を経て認定企業を決定します。

申し込み 郵送または直接、申請書類に必要事項を明記の上、6月30日(火・必着)午後5時までに、〒105-8511 港区役所総務課人権・男女平等参画係(区役所4階)へ。

※申請要領・書類は、総務課人権・男女平等参画係、各総合支所、港勤労福祉会館、男女平等参画センターで配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

問い合わせ
 総務課人権・男女平等参画係
 ☎3578-2026

港区健康づくりサポーターが地域の健康づくりを応援します

港区健康づくりサポーターとは、個人や仲間とともに健康づくり活動をしている団体が、現在行っている活動を通じて、これから健康づくりをしたい区民を応援する取り組みです。

現在、港区健康づくりサポーターには63団体(令和2年3月末現在)が登録しています。

健康づくりサポーターを活用してみませんか

健康づくりサポーターに依頼し、町会等の催し等に講師として来てもらうことができます。また、港区健康づくりサポーターが企画する活動に参加することもできます。

※登録団体によっては、活動内容を「広報みなと」でお知らせしていません。
健康づくりサポーターに登録しませんか
対象



写真提供・健康フロンティア研究会

健康づくり活動をしている人で、区民の健康づくりを応援したい人

- 登録方法**
- (1) 区に問い合わせをする。
 - (2) 区による面談を受ける
 - (3) 登録申込書を作成・提出する。
 - (4) 登録証が発行され登録完了(登録期間5年間)。
- ※健康づくりサポーターの活動内容や連絡先、登録申込書等は、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ
 健康推進課健康づくり係
 ☎6400-0083

港区役所本庁舎内に夜間・休日等に立ち入る場合、手続きが必要です

夜間・休日等に港区役所本庁舎に立ち入る場合、本庁舎1階の宿直室で手続きが必要です。手続きが必要な時間帯は次のとおりです。ご理解のほどよろしくお願ひします。
 ●平日:夜間～早朝(午後8時30分～翌日午前7時45分)
 ●土・日曜、祝日、年末年始:終日

問い合わせ
 契約管財課庁舎管理担当
 ☎3578-2870

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

みなと おしらせボード



- 凡例
- 対 対象
- 内 内容
- 問 問い合わせ
- 時 とき
- 人 定員・募集人員
- 選 選考方法
- 所 ところ
- 申 申し込み
- 担 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。※費用の表記がないものは、全て無料です。

障害者関連情報

障害者団体の学習活動費用を助成します

区内の障害者団体の会員等を対象とした学習会や講演会を行う際の講師謝礼を助成します。

☎ 港区心身障害児・者団体連合会に加入する団体または区内で障害者とともに活動している団体※対象団体等について、詳しくはお問い合わせください。

☎ 学習会等を計画する場合は、所定の実施計画書に会則・会員名簿を添えて、郵送または直接、6月30日(火・必着)までに、〒105-8511 港区役所障害者福祉課障害者福祉係(区役所2階)へ。実施計画書は、障害者福祉課で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。 ☎3578-2670 FAX3578-2678

健康

家族会

こころの病気がある人の家族の集まりです。交流を通じて家族同士で支え合い、学び合う場です。

☎ 区民で、こころの病気がある人の家族※保育あり(4カ月～就学前、2人。5月1日(金)までにお申し込みください)

☎ 5月13日(水)午後1時30分～3時30分

☎ みなと保健所

☎ 初めて家族会に参加する人は、電話で、健康推進課地域保健係へ。

☎ 健康推進課地域保健係

☎ 6400-0084 FAX3455-4460

両立支援セミナー がん制度 大学「障害年金と手続き」

☎ 5月15日(金)午後7時～8時30分

生活の質向上セミナー「心身のバランスを図るアロマケア」

☎ 5月30日(土)午後2時～3時

印の共通事項

☎ どなたでも

☎ がん在宅緩和ケア支援センター

☎ 30人(申込順)

☎ 電話またはファックスで、各開催日前日までに、開催日時・イベント名・氏名・連絡先(電話)・参加人数を、がん在宅緩和ケア支援センターへ。

☎ 6450-3421 FAX6450-3583

※詳しくはホームページ

https://www.minato-hpccsc.jp/

をご覧ください。

講座・催し物

クラリネット四重奏コンサート

☎ どなたでも

☎ 4月26日(日)午後2時～3時(午後1時45分開場)

☎ 高輪いきいきプラザ

☎ 40人(会場先着順)

☎ 当日直接会場へ。

☎ 高輪いきいきプラザ

☎ 3449-1643

商工会館主催 アクティブリスニング研修

☎ 区内中小企業経営者・管理職経験者・人事担当者、区内在勤者

☎ 5月15日(金)午後2時～4時

☎ 商工会館

☎ 30人(申込順)

☎ 電話または商工会館ホームページからお申し込みください。詳しくは、商工会館ホームページ

https://minato-shoukou.jp/

をご覧ください。 ☎3433-0862

☎ 産業振興課産業振興係

ぶらり散歩「高輪ゲートウェイ駅界隈ぶらり散歩(港区観光大使によるガイド付き)」

☎ 小学生以上で全行程歩ける人

☎ 5月18日(月)午前10時～午後0時30分

☎ コース 港区観光インフォメーションセンター前(東京モノレール浜松町駅3階コンコース)集合～JR浜松

町駅～JR高輪ゲートウェイ駅～高輪神社～高輪大木戸跡～アパホテル泉岳寺(昼食)～JR高輪ゲートウェイ駅で解散

☎ 15人(申込順)

☎ 費用 1300円(昼食代)※行程中の交通費は自己負担

☎ はがきに、ツアー名・出発日・参加者全員の住所・氏名・年齢・日中連絡のつく電話番号を明記の上、4月27日(月・必着)までに、〒105-0011芝公園4-4-7東京タワーメディアセンター内 (社)港区観光協会「ぶらり散歩」係へ。5月1日(金)までに、結果を郵送します。

☎ (社)港区観光協会(平日午前10時～午後4時)

☎ 6452-8666

☎ 産業振興課観光政策担当

☎ 3578-2552

多様なセクシュアリティが尊重される社会へ「自治体と教育現場の取り組み」

☎ 区内在住・在勤・在学者またはテーマに関心のある人

☎ 5月21日(木)午後6時30分～8時30分

☎ 男女平等参画センター(みなとパーク芝浦2階)

☎ 20人(申込順)※保育あり(4カ月～就学前、6人程度。4月30日(木)までに、申込時にお申し出ください。)詳しくは、男女平等参画センターホームページ

https://www.minatolibra.jp/

をご覧ください。

☎ 電話または直接、男女平等参画センターへ。男女平等参画センターホームページからも申し込みます。

☎ 3456-4149

お知らせ

マイナンバー(個人番号)カード交付窓口の休日臨時開庁

マイナンバーカードを申請した人が休日にも受け取りができるよう、次のとおり窓口を臨時開庁します。

「交付通知書」が届きましたら、同封されている案内文をご確認の上、

受け取り日時の予約を取ってから、交付場所の各総合支所へ必要書類を持ってお越しください。※マイナンバーカードの受け取りには事前予約が必要です。※マイナンバーカード交付以外の業務は取り扱っていません。

☎ マイナンバーカードの交付を申請し、交付通知書が届いた人

☎ 5月9日(土)午前9時～午後5時

☎ 各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く)

☎ 各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く) ☎7面欄外参照

東京タワーライトアップ(インフィニティ・ダイヤモンドヴェール)点灯情報

☎ (1)創業者生誕記念日(茜色・白色):4月22日(水)午後8時～午前0時

☎ (2)4月週末ライトアップ(新緑色・白色):4月24・25日(金・土)午後8時～午前0時

☎ (3)昭和の日(藤色・空色):4月29日(水・祝)午後8時～午前0時

☎ (4)ゴールデンウィーク(カラフル):4月30日(木)・5月1日(金)・2日(土)・6日(水・振)午後8時～午前0時

☎ (5)憲法記念日(空色・山色):5月3日(日・祝)午後8時～午前0時

☎ (6)みどりの日(新緑色・山色):5月4日(月・祝)午後8時～午前0時

☎ (7)こどもの日(海色・茜色):5月5日(火・祝)午後8時～午前0時

☎ (8)満月の日(空色):5月7日(木)午後8時～午前0時

☎ (9)5月週末ライトアップ(空色・白色):5月8日(金)・9日(土)・15日(金)・16日(土)午後8時～午前0時

※ライトアップは予告なく変更する場合があります。※詳しくは、東京タワーホームページ

https://www.tokyotower.co.jp/lightup/index.php

をご覧ください。

☎ 東京タワー(芝公園4-2-8)

☎ 東京タワー ☎3433-5111

☎ 産業振興課シティプロモーション担当 ☎3578-2554

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶

☐ 診療時間 ☐ は午前9時～午後5時
☑ 診療時間 ☑ は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10 (社)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	---

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

4月26日(日)	芝浦子どもクリニック(小)	芝浦4-20-4 芝浦アイランドブルームホームズ1階	5730-0108
	東京高輪病院(内)	高輪3-10-11	3443-9191
	えのもと歯科医院(歯)	北青山2-13-3 榎本ビル202	5410-8878
	★たまちホームクリニック(内)	三田3-1-4 Net.1三田ビル1階	6435-2331
4月29日(水・祝)	青山内科医院(内)	南青山5-1-22 青山ライズスクエア3階	3499-6500
	愛育病院(小)	芝浦1-16-10	6453-7300
	ARAデンタルオフィス(歯)	北青山2-7-20 川志満ビル2階	6447-2350
	中川歯科クリニック(歯)	芝浦4-12-44 芝浦TMビル3階	3455-8218
	★中村クリニック(内)	六本木4-11-13	3401-8003
港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)		三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927 (休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	☎[#7119](プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時～翌朝8時	☎[#8000](プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	---

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

4月26日(日)	三田薬局(南青山)	南青山1-1-1 西館1階	3796-5371
4月29日(水・祝)	あすか薬局	北青山2-7-20	5772-7513

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

新型コロナウイルス感染症への対応について、港区ホームページもご覧ください

港区ホームページ内の「新型コロナウイルス感染症への対応」に関するページでは、区への最新情報をご覧ください。区が主催するイベントが延期または中止となる場合があります。最新の情報は、港区ホームページをご覧ください。

みなと おしらせボード



凡例
 対象 対象
 内容 内容
 問い合わせ 問い合わせ
 とき とき
 定員・募集人員 定員・募集人員
 選考方法 選考方法
 ところ ところ
 申し込み 申し込み
 担当課 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。 ※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。 ※費用の表記がないものは、全て無料です。

保育施設として活用できる土地・建物を募集します

区は、保育定員を確保する必要性の高い地域を精査しながら、保育園の誘致に取り組んでいます。保育施設の整備が可能な土地・建物の確保がきわめて難しい状況です。

このため、区が保育施設として活用できる土地・建物を募集し、保育施設の整備の可否について確認したのち、保育施設の運営事業者を紹介します。

募集地域 芝五丁目、三田二・三丁目、高輪四丁目、芝浦一・二・三・四丁目、既存の港区保育室周辺

☑ 郵送または直接、所定の応募申請書兼誓約書および物件調書等に必要事項を明記し、〒105-8511 港区役所保育政策課保育政策係(区役所7階)へ。様式は、港区ホームページからダウンロードできます。

☎3578-2466

令和2年度第1回港区男女平等参画推進会議

☑ 傍聴を希望する人はどなたでも
 時 5月25日(月)午前10時～正午
 所 区役所9階会議室

☑ 傍聴または保育(4カ月～就学前、3人程度)を希望する人は、電話で、5月12日(火)までに、総務課人権・男女平等参画係へ。 ☎3578-2014

港区オープンデータカタログサイトを開設しました

区の統計や行政に関する情報を、区民や事業者の皆さんが二次利用できるよう、機械判読に適したデータ形式であるオープンデータとして、港区ホームページで公開しています。

オープンデータの利便性を高め、多くの人に活用いただくことを目的として、簡単にオープンデータの検索や閲覧を行うことができる「港区オープンデータカタログサイト」
<https://opendata.city.minato.tokyo.jp>
 を開設しました。

☑ 情報政策課ICT推進担当 ☎3578-2855

変更・休止情報等

コンビニ交付サービスの利用休止

システムメンテナンスのため、コ

ンビニでの各種証明交付サービスはご利用できなくなります。

時 5月2日(土)～6日(水)終日
 所 各総合支所区民課窓口サービス係・台場分室 ☎欄外参照

高輪図書館の臨時休館

5月11日(月)、10月11日(日)、11月9日(月)は、施設保守点検等のため臨時休館します。

☑ 図書文化財課庶務係 ☎3437-6621

求人・区民委員募集

会計年度任用職員募集(文化財保護調査員)

☑ 日本史学・民俗学・建築史学・自然史学を専門分野とし、次のいずれかに該当する人(1)学芸員資格を有する人(2)大学院修士課程修了または在学中である人(3)(1)・(2)と同等またはそれ以上の経験を有する人

任用期間 7月1日～令和3年3月31日(更新あり)

勤務場所 郷土歴史館
 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜、祝日含む週4日)※土

曜のみ、勤務時間が午前11時30分～午後8時15分となる場合あり

報酬月額 16万5330円～18万360円
 ※通勤費別途支給※期末手当あり
 採用人数 1人

☑ 郵送で、5月14日(木・必着)までに、(1)履歴書(市販書式に記入したもの)(2)調査歴(3)自治体・博物館での実務実績(4)報告書等執筆歴(5)研究実績(6)著書・論文等(7)課題式小論文(1000字以内・テーマ「港区の学芸員として取り上げたい研究テーマについて」)を同封の上、〒108-0071港区白金台4-6-2ゆかしの杜6階 港区教育委員会事務局図書文化財課文化財係へ。※応募書類は返却しません。※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

☎6450-2869

区長エッセイ 毎月1日配信
 メールマガジン きらっと★
 きらっと 検索

Inter FMで港区の行政情報をお届けしています

MINATOVOICE(ミナトヴォイス)

区では、平日午後5時56～59分の3分間(※)、ラジオのFM放送で、区政情報や生活情報等を、日本語・英語・中国語・ハングルの4言語で提供しています。Inter FM89.7メガヘルツで聴くことができます。

放送曜日	放送言語
月	英語
火	日本語
水	中国語
木	英語
金	ハングル

問い合わせ
 区長室広報係 ☎3578-2036

声の広報・点字広報を発行しています

「広報みなと」に掲載されている情報を、声の広報(デイジーCD)と点字広報として、月に3回発行しています。

対象
 区内在住で、身体障害者手帳1～4級程度の視覚障害者

申し込み
 電話・ファックスまたは直接、区長室広報係(区役所4階)へ。

また、「広報みなと」に掲載されている情報は全て港区ホームページに掲載

しており、港区ホームページの音声読み上げ機能等に対応しています。アプリ等のインストールは不要で、パソコン・スマートフォンで使用できます。港区ホームページ上部の「文字の大きさ・色合い変更」「音声読み上げ」「ふりがな表示」ボタンから利用できます。

問い合わせ
 区長室広報係
 ☎3578-2038 FAX3578-2034

男女平等参画センター 出前講座を利用しませんか

男女平等参画センターでは、区内企業や教育機関を対象に出前形式での講座を実施しています。男女平等参画の観点から、悩みの解消、課題の解決につなげる研修です。研修費は、原則として1回のみ無料です。申し込みの後、打ち合わせを行い、内容・実施日時・会場等を決定します。講師は、それぞれの分野で活躍する専門家をご希望に合わせて手配します。

対象
 区内企業・事業所およびその従業員

募集事業所数
 6社(申込順。6社を超えた場合は

有料で承ります。)

テーマ

企業に求められるLGBT対応講座
 性的マイノリティに関する理解を深め、多様性を認め合うために必要な社内施策や意識改革等、企業の取り組みについて考える機会を提供します。

女性の活躍とキャリア形成講座
 企業の成長・発展のためには、男女ともに働きやすい職場環境づくりが不可欠です。女性の生涯とキャリア形成を踏まえ、就労環境の整備や社員の意識改革に向けて、具体的な取り組みを考える講座です。

職場のハラスメント防止と対応講座

ハラスメントの定義、予防と対策等、基礎から管理職対象の研修まで、希望に応じて実施します。

介護離職を防ぐための介護と仕事の両立講座

身近な人の介護を行うため介護に専念する介護離職が増えています。介護と仕事の両立に向けての社内制度の構築や社会資源の活用等を学び、介護離職防止へつなげる講座です。

ワーク・ライフ・バランス講座

長時間労働の削減、業務の効率化等働き方が問われる時代です。業務効率を妨げる要因等を洗い出し、意識の変化や環境づくりのための講義

やワークショップを行います。職場におけるコミュニケーション講座

円滑なコミュニケーションは、企業のメンタルヘルスや生産性に影響します。お互いを大切に、より良い関係を築くためのコミュニケーションについて学ぶ講座です。

子育てしながら働き続けられる職場づくり講座

子育てしながら働き続けられるよう、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりや、仕事と生活の調和が取れた働き方への具体的な取り組みを考える講座です。

申し込み
 電話で、男女平等参画センターへ。

問い合わせ
 男女平等参画センター
 ☎3456-4149

